

海上保安庁新型インフルエンザ等対策の概要

【平成27年3月10日改定】

【基本方針】◎ 関係機関と連携した水際対策の実施などによる感染拡大抑止(国民健康被害の最小化)

◎ 海上保安官への感染対策の徹底などによる海上保安業務の継続(国民生活等への影響の最小化)

＜海上保安庁新型インフルエンザ等対策行動計画抜粋＞

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
感染状況	・海外における鳥・人感染 (人から人への持続的な感染はなし)	海外における 人・人感染	国内で患者発生	国内で大流行 (パンデミック)	患者減少
対応体制	○関係省庁対策会議(海上保安監) ○国土交通省対策推進本部(長官)	○政府新型インフルエンザ等対策本部(総理・全閣僚) ○国土交通省新型インフルエンザ等対策本部(大臣・長官・局長等) ○本庁・管区新型インフルエンザ等対策本部(長官・管区本部長)			
水際対策等	○関係機関との連携強化 ○連携訓練等の実施	○船舶等への新型インフルエンザ等に関する情報提供(航行警報・MICS等) ○検疫集約港周辺海域及び停留措置船舶に対する警戒警備の実施 ○発生国からの密入国者に対する監視取締りの強化 ○在外邦人帰国のための航空機・巡視船の派遣 ○検疫所、都道府県等からの要請に基づく感染者等の搬送			
感染対策	○个人防护具・隔離搬送用資器材の整備 ○マスク・消毒剤等の備蓄 ○職員等への情報提供 ○訓練・研修の実施	○海難救助・立入検査・犯罪捜査時における感染対策の徹底 ○職員等への注意喚起及び指導 ○有症者(38度以上の発熱等)の出勤自粛 ○マスク・手洗い等の励行、不要不急の外出の自粛 ○不要不急の会議・行事等の自粛 等			
業務継続のための措置	○円滑な特定接種体制の整備 ○業務継続計画の策定・見直し	○特定接種の実施 ○暴露感染した海上保安官への抗インフルエンザ薬の予防投与 ○積極的疫学調査への協力 ○近隣部署相互間の連携強化 ○重点業務への要員集中 ○欠員部署への船艇・航空機の派遣			

※小康期においては、第2波に備え、これまでの各段階における対策の実施状況を評価し、本行動計画等を見直す等の措置を講じる。